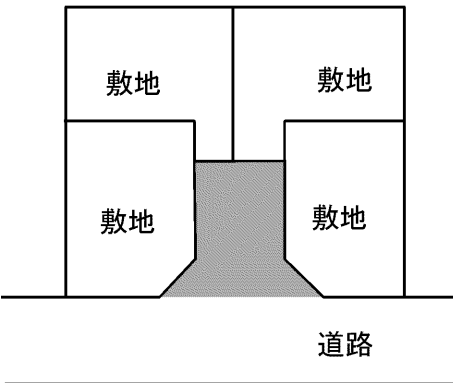
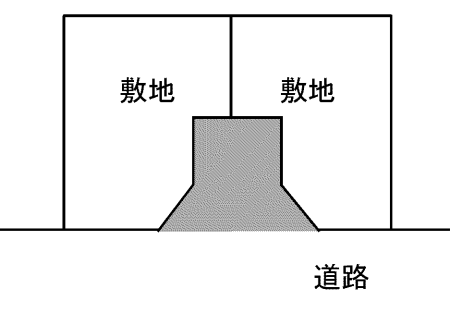


京都市建築法令実務ハンドブックH30年5月改訂分に係る質問と回答

質問	掲載ページ	項目番号	質問	回答
	解-109	11-1	桁形格子の場合、開放率が同等であれば、10cm未満にすることは可能ですか。	建築物の高さに算入されない部分は、通風採光日影に影響の少ないものを対象としています。全体として開放率が同じでも部分的に日影が生じる場合があります。どの部分においても、影響が少ない開放の下限値として10cm以上を定めたものです。開放率で検討することは適切ではありません。
	質-15	1-13	認可小規模保育施設の、バリアフリー条例の扱いについて	A型B型は保育所、C型の家庭的保育事業（昼間里親）は対象外です。
	質-15	1-13	認可小規模保育施設の採光は、保育所の基準は適用されませんか	令19条に規定する保育所に該当しないため、適用されません。ただし、保育環境を鑑みて、A型B型は保育所の基準、C型の家庭的保育事業は住宅としての基準に適合させることが望ましいです。
	質-83	3-9	転回広場はすべて角地緩和の適用ができないのですか。	<p>緩和が受けられる例</p>  <p>道路</p> <p>緩和が受けられない例</p>  <p>道路</p> <p>緩和が受けられない例に該当した場合は、道路斜線制限については局所的に幅員が広がる部分（へび玉）として取り扱うことが可能です。</p>

	質-107	3-22	<p>ハンドブック記載例以外は、軒高さの緩和が受けられないのですか。</p>	<p>記載例は少なくとも緩和ができる事例を示したものです。事例以外は緩和対象にならないというわけではありません。</p>
	質-107	3-22	<p>A, Bは建物全体の見付長さですか。</p>	<p>棟を構成する壁面の見付けになります。建築物全体の総見付長さではありません。</p> 